

令和7年度

第1回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和7年9月7日 開 会

令和7年9月7日 閉 会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉 浜 衛 生 施 設 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程

令和7年9月7日（日）

午前10時開議

- 第 1 議席の指定について
第 2 会議録署名議員の指名について
第 3 会期の決定について
第 4 議案第1号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例及び
倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関
する条例の一部を改正する条例
第 5 議案第2号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関
する条例の一部を改正する条例
第 6 議案第3号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）
第 7 認定第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
第 8 報告第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越
計算書の報告について
第 9 報告第2号～報告第8号 例月現金出納検査の結果報告について
第 10 一般質問

本日の会議に付した事件
（議事日程のとおり）

出席議員（13名）

1番	伊 禮 悟	議員	8番	新 里 和 也	議員
2番	上 地 崇	議員	9番	伊 佐 哲 雄	議員
3番	栄 野 比 和 光	議員	10番	棚 原 明	議員
4番	喜 友 名 秀 樹	議員	11番	又 吉 亮	議員
5番	桑 江 直 哉	議員	12番	宮 城 政 司	議員
6番	小 谷 良 博	議員	14番	照 屋 正 治	議員
7番	町 田 裕 介	議員			

欠席議員（1名）

13番 高 安 克 成 議員

説明のため出席した者の
職、氏名

管 理 者	花 城 大 輔	総 務 課 長	天 貝 壽 也
副 管 理 者	佐 喜 眞 淳	総務課主幹	辺土名 俊 明
副 管 理 者	渡久地 政 志	総務課主幹	町 田 洋 人
事 務 局 長	花 城 博 文		
次 長兼業務 第一課長兼 業務第二課長	宮 里 学		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長 米 須 健 総務課主査 大 城 和 佳

○栄野比和光 議長

おはようございます。

ただ今より、令和7年度第1回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会いたします。

ただ今の出席議員数13名でございます。高安克成議員より欠席の届けが出ております。

定足数に達しております、会議は有効でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

花城大輔 管理者。

○花城大輔 管理者

皆様、おはようございます。

令和7年度 第1回 倉浜衛生施設組合議会 定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、構成市町において9月定例議会開会につき、大変お忙しい中、厳しい日程をお繰り合わせいただき、心からお礼を申し上げます。日曜日でウークイの次の日ですからゆっくりしたかったところだったかと思えますけどよろしく申し上げます。

さて、今定例会に上程しております案件につきましては、

『倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例』のほか4件となっております。

各案件の内容につきましては、事務局から、ご説明させていただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

令和7年9月7日

倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

○栄野比和光 議長

以上で、ご挨拶を終わります。

まず、沖縄市選出の屋富祖 功 議員より、令和7年5月12日付け当組合議員の辞職願が提出されました。

これに伴いまして、令和7年6月4日付け沖縄市より、新里 和也 議員が選出されましたことをご報告いたします。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（10時02分）

再開（10時02分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

本日は、議事日程によって議事を進めます。

日程第1、議席の指定について議題といたします。

先ほどご報告いたしました議員の辞職にともない、新たに議員が選出されておりますので、議席を指定したいと思います、

議席の指定は、倉浜衛生施設組合議会会議規則第4条第2項に基づき議長が定めることとなっております。

沖縄市選出の新里 和也 議員の議席については、8番に指定したいと思います。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（10時03分）

再開（10時03分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において小谷良博 議員、伊佐 哲雄 議員を指名いたします。

○栄野比和光 議長

日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月7日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月7日の1日間と決定いたしました。

日程第4、議案第1号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月7日

倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

提案理由：地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

別冊の議案説明資料の1ページ目をご覧ください。

中段3の改正概要でございます。（1）事務局職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、勤務時間において、30分を単位として1日につき2時間の範囲内で勤務をすることができる第1号部分休業と、1時間を単位として、1年につき10日相当（77時間30分）の範囲内で勤務しないことができる第2号の部分休業を新設するものでございます。

（2）事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、①第1号部分休業又は第2号部分休業をする際の取り扱いについての規定を整備するものでございます。

② 非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を「3歳に達するまで」から「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げるものでございます。

4、施行期日、令和7年10月1日となっております。

5、経過措置、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第17条の4の規定の適用につきましては、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○柴野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

○柴野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第1号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例及び倉浜衛生施設組合事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第2号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

議案第2号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年9月7日

倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

提案理由：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

別冊の議案説明資料の7ページ目をご覧ください。

中段3の改正概要でございます。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充として、① 職員本人又はその配偶者が妊娠・出産したことを申し出た場合における情報提供・意向確認等の措置を講ずることとなっております。

② 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度の情報提供・意向確認等の措置を講ずることとなっております。

4 施行期日、令和7年10月1日でございます。

5 経過措置、この条例の施行の日前においても、改正後の第18条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができ、この場合において、その講じられた措置は、施行の日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 倉浜衛生施設組合事務局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第3号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

議案第3号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年9月7日

倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

予算書の1ページをお願いいたします。

令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）

令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億402万9千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,620万8千円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年9月7日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

次に債務負担行為の説明をさせていただきます。

4ページ「第2表 債務負担行為」をお願いいたします。

主な事業について、ご説明いたします。

4ページにつきましては、総務課の債務負担行為となっており、上から3番目の施設清掃業務委託等、通常の施設の維持管理等に係る事業を計上しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

上から2番目、新規事業となりますのが、複合機借上料（5年リース）（限度額：535万3千円）についてでございます。

こちらは総務課1台、業務第一課1台、計2台のコピー機が令和7年度に満期を迎えるため、今年度内で新たな業者を選定する必要があり、債務負担行為にて計上をしております。

同じく、5ページ目、上から3番目から6ページまでが衛生費となりまして、廃棄物処理運転を継続的に行うために必要な薬品、燃料、点検業務などとなっております。

同じく、6ページをお願いいたします。

一番下の行、運搬車両購入1,774万8千円につきましては、リサイクルセンターから排出される破碎残さ等を運搬するために使用している4tトラックになります。今年で16年使用しており経年劣化等により車両が傷んでいるため購入するものでございます。

次のページをお開きください。

補正予算第1号に関する説明書の中から、主なものを説明させていただきます。説明書の3ページをお開きください。歳入でございます。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額7,188万6千円の減につきましては、歳入歳出補正財源調整減額分を基金へ繰り戻すものでございます。

また、2目地域還元対応基金繰入金の補正額2,110万9千円の増は、基金対象団体でございます池原自治会から、倉浜衛生施設組合地域還元対応基金条例等に基づく周辺地域環境整備等事業の要望がございますので、計上するものであり、歳出の2款1項1目18節負担金・補助金及び交付金の増に伴うものでございます。

続きまして4ページをお開きください。

6款1項1目繰越金の補正額1億5,480万6千円の増につきましては、令和6年度の決算剰余金を繰り越すものでございます。

次のページをお開き願います。こちらから歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の補正額は1億135万円の増となっております。

主な補正増の理由といたしましては、1節報酬112万8千円につきましては、休職や育休職員等が出た場合に事業を円滑に進めるために配置を行う会計年度任用職員に関する報酬として、会計年度任用職員1名半年分の予算を計上しております。

8節旅費142万1千円につきましては、熱回収施設基幹的設備改造工事の補助金の確保に向けた、管理者による要請行動に係る旅費となっており、内閣府や環境省等へ要請行動を行うことを予定しております。

続きまして、18節負担金・補助金及び交付金2,110万9千円につきましては、池原自治会へ、地域還元対応補助金として支出するものでございます。その内容につきましては、池原自治会地域環境整備事業として、池原自治会区民の自治会活動への参加促進や外出支援のための車両購入や、高齢者世帯へスピーカーの貸与を行うことで安心安全な暮らしの支援体制の構築を図るほか、駐車場整備に係る土地購入費等の計上を行っております。

続きまして、24節積立金7,740万3千円につきましては、令和6年度の決算剰余金を積み立てるものとなっております。

7ページをお願いいたします。

3款1項2目塵芥処理費（熱回収施設）の補正額は、62万1千円の増となっております。補正増の要因は、8節の旅費で、令和8年度から令和10年度の基幹改造工事に向けて、完了または進行中の改造工事現場を視察するものでございます。組合が選定する工事メニューや実施時の留意点を整理、さらには、先進的な施設の運営方法や工事の進め方等を学び、当組合の作業効率や業務品質の向上に活かしてまいります。

また、災害時でも処理機能を維持する事業継続体制の構築に役立てることで、地域の衛生環境と安全を守ることにもつながると考えております。

最後に、2款1項1目一般管理費及び3款1項1目清掃総務費における人件費の増額につきましては、4月1日付人事異動によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

おはようございます。上限についてご質疑させていただきます。5ページと6ページから債務負担行為の方から質疑させていただきたいと思います。

先ほどご説明があった複合機借上料5年リース、535万3千円、並びに6ページの運搬車両購入費で1,774万8千円についてですが、そのリースそれから購入。なぜリースにしたのか。なぜ購入にしたのか。また、業者の選定方法も含めて理由も教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。総務課の部分になりますので、複合機の方は私の方からご説明いたします。複合機についてなんですけれども、これまで5年間でリースをさせてもらっております。債務負担行為となりますのでこれから契約を行っていくこととなりますので、選定方法等をこれからになってございます。ただ、例年通り5年リースやっていければというふうに考えて予算を計上したところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

6ページの運搬車両購入費1,774万8千円につきましては、先ほど事務局長からありましたけれども、16年経って経年劣化ということでございます。金額については、県内業者からの見積もりで積算してございます。この車両につきましては、荷台の改造が必要となりますので、購入ということで考えております。また、契約の方法については、一般的に競争入札を予定してございます。以上です。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

ありがとうございました。それでは、運搬車両購入費についてですけれども、その旧車両について処分の方法まで確認させていただきます。よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

旧車両については16年ということで、継続しては車両の使用ができないと思

いますので、廃棄処分になると考えております。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

なると考えているということは、これは今からということでしょうか。要は下取り等含めての業者入札になるのかというところを確認させていただきたくて、鉄くずなので、場合によってはそれなりの下取り価格もでるのかなというところで、もう少し曖昧な答弁でしたので、もう一度確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

お答えします。現在使用している車両については、故障等も発生してございますので、議員がおっしゃるように、売却を含めた商品の処分となると考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和7年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、認定第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

認定第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

令和7年9月7日

倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

次のページの決算書の方をお願いいたします。

主な事項につきましては、一般会計歳入決算書でご説明させていただきますので、2ページと3ページをお願いいたします。

一番下の欄が歳入の合計欄となっております。

2ページにございます予算現額の歳入合計欄、こちらが57億4,531万5,000円、続いて3ページにございます調定額が、46億7,003万7,269円、続きまして収入済額が、36億6,790万3,269円。不納欠損額はございません。収入未済額は10億213万4,000円となっております。

また右端の予算現額と収入済額との比較は、20億7,741万1,731円の減となっております。

3ページの表の右にございます、この予算現額と収入済額との比較で、その主な内容につきましてご説明させていただきます。

3款1項国庫補助金9億9,663万4,000円の減及び、8款1項組合債11億630万円の減につきましては、熱回収施設基幹的設備改造工事及び最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事の繰り越しに伴うものとなっております。

また、7款3項雑入2,319万1,429円の増加した内訳といたしましては、発電量が見込みより小さかったことによる売電料の減1,760万8,238円と、ペットボトルの買い取り価格の上昇に伴い、増加した有償入札拠出金の増4,057万4,913円の相殺が主なものとなっております。

続きまして4ページ、5ページをお開きください。

一番下の欄にございます一般会計歳出決算書の歳出合計欄をご覧ください。

4ページにございます予算現額の57億4,531万5,000円、5ページにございます支出済額が32億9,285万7,521円。翌年度繰越額は、23億2,306万2,000円。

なお、不用額は1億2,939万5,479円、予算現額と支出済額との比較は、24億5,245万7,479円となっております。

不用額合計の1億2,939万5,479円の主な内容でございますが、5ページの表の中段にございます、3款1項清掃費の不用額、9,715万8,936円は、主に熱回収施設の消耗品費、燃料費、光熱水費や修繕費などの契約差額及び使用量の減でございます。これは、緊急的な焼却炉停止、修繕などにそなえていたものでございまして、今回、緊急的な支出がなく、施設を安定的に運転出来たことで不用

額となっております。

続きまして少し飛びますが、37ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きしました歳入歳出差引額は、3億7,504万5,748円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源が2億2,023万8,000円となっており、それを差し引きますと、実質収支額としては1億5,480万7,748円となっております。

次に39ページをお開き願います。

2. 物品につきまして、1段目でございますが乗用車1台、経年劣化による減のほか、決算年度中の増減はございません。

次に40ページをお開き願います。

財産に関する調書の3. 基金でございます。(1)財政調整基金の表の真ん中にご
ざいます、決算年度中増減高につきましては、2億2,352万5,019円の増となり、
続きまして表の右の決算年度末現在高は、9億6,751万6,786円となっております。

(2)地域還元対応基金の決算年度中増減高につきましては、1億6,158万2,020
円の減であり、決算年度末現在高は、2億549万3,645円となっております。

続きまして(3)最終処分場整備等基金の決算年度中増減高につきましては、
2,839万1,497円の減となり、決算年度末現在高は、5億7,696万3,836円となっ
ております。

以上が決算認定についてのご説明でございます。

なお、令和6年度決算認定に係る資料といたしまして、令和6年度一般会計歳
入歳出決算認定資料、令和6年度一般会計歳入歳出決算審査意見書、令和6年度
主要な施策の成果を説明する書類を配付しております。

あわせて、ご参照のほどお願いいたします。説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

決算についての質疑ということではありませんが、2ページから始まる歳入歳
出の決算ですね、表が本当に見えづらいんですよ。これは前からそうなのか良
く分かりませんが、横にすればその辺はちょっと質疑としても分かり易くな
るような表になるんじゃないかなと思いますが、その辺、今後の皆さん方はど
う考えているか分かりませんが、ご検討の方をお願いしたいと思っております
けど、いかがでしょうか。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑についてお答えいたします。内容の方はどう見られていたのか確認をさせていただいて、より見やすい点を改善をさせて頂ければというふう考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより認定第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

認定第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

当局の説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、当局の説明のとおり認定されました。

日程第8、報告第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、議題といたします。

当局の説明を求めます。

花城 事務局長。

○花城博文 事務局長

報告第1号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

令和7年9月7日

倉浜衛生施設組合 管理者 花城大輔

それでは、概要をご説明申し上げます。

別冊の議案説明資料の12ページをお願いいたします。

2. 事業名 令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事 他5件

3. 繰越件数 6件

4. 繰越額 23億2,306万2,000円

5. 繰越の主な経費 工事請負費、負担金・補助金及び交付金等

繰越の理由といたしましては、下の表をご覧ください。

1の地域還元対応補助金の繰越理由につきましては、補助を受けている池原自治会において、駐車場整備に関し業者との調整に、不測の日数を要したためでございます。

2の受入供給設備修繕整備（ごみクレーンK1・K2）におきましては、他工事との工事工程調整がつかなかったためでございます。

3の令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事及び、5の最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事につきましては、特注品の納期が、資材の入手難で、納期に不測の日数を要したためでございます。

次に4の令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2）は、国の補正予算における事業のため繰越したものでございます。

最後に6の運搬車両購入については、飛灰固化物を運搬するため10tダンプを購入するもので車両の荷台部分のかさ上げ改造における人手不足等が要因となっております。

これらすべての事業において、令和7年度中に完了予定でございます。

報告は以上となっております。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で日程第8、報告第1号について報告を終わります。

日程第9、報告第2号～報告第8号の例月現金出納検査の結果報告についてであります。本件につきましても、報告書をサイドブックスに上げてございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第10、一般質問に入ります。

一般質問通告書について、8月25日の通告締め切り日までに、一般質問通告書の提出はございませんでした。従いまして、本定例会における一般質問はございません。

以上を持ちまして、日程第10、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩（10時41分）

再開（10時41分）

（その他、無いか確認）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が議決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。会議規則第37条の規定により、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（10時41分）

再開（10時41分）

（閉会してよいか確認）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年度第1回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を閉会いたします。
大変お疲れ様でございました。

閉会（10時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 **12** 月 **13** 日

議

長

永野比和光

会議録署名議員

小谷良博

会議録署名議員

伊佐栞雄